

大阪の

まちづくり

Vol. **14**
2009年6月

快適で安全な街をめざして、(財)大阪府都市整備推進センターの取り組み情報をお届けします。

特集1 第二京阪道路沿道の まちづくり

特集2 センターのまちづくり支援

パーキング
ちきりニュース
まちづくり活動
情報BOX
お知らせ
まちづくりの輪



特集1

第二京阪道路沿道のまちづくり

- ① 第二京阪道路関連事業とまちづくり
大阪府枚方土木事務所 1
- ② 計画的なまちづくりを促進するための取り組み
大阪府都市整備部市街地整備課 2
- ③ 計画的なまちづくりを実現するための方策
(財)大阪府都市整備推進センター 4

特集2

センターのまちづくり支援

- ① まちづくり支援の概要 6
- ② まちづくり相談 7
- ③ まちづくり活動支援 7
- ④ 密集市街地まちづくり活動支援
～密集市街地サポート助成～ 8

パーキング

- 天満八軒家駐車場の再整備
～おもてなしの心で～ 9

ちきりニュース

- 環境をテーマにしたまちづくりのめざすもの
ちきりアイランド 便り 10

まちづくり活動

- ① 寝屋川市萱島東地区のまちづくり 12
- ② 守口市佐太中町1丁目第2児童公園整備ワークショップ
～ちっちゃな公園みんなでつくろう～ 14
- ③ 南部大阪都市計画事業葛の葉町北土地区画整理事業
～和泉市葛の葉町地区の段階施行によるまちづくり～ 15
- ④ サポート助成対象活動の事例紹介
事例1: 芥川創生 ～ひとと魚にやさしい川づくり
～遊歩道整備に向けウォーキングイベントを開催～ 16
事例2: 錦織(にしごおり)地区及び駅前周辺まちづくり
～協議会 活動報告～ 17
事例3: 泉大津市松之浜町自主防災組織「ネット松之浜」
～防災と生活を考えた未来を描く町作り～ 18

情報BOX

- 『おおさかエリアマネジメント助成
～大阪府土地区画整理組合連合会～』
都市整備事業部 19

お知らせ

- 大阪府土地区画整理組合連合会平成21年度総会開催のお知らせ 20
- 組合設立、おめでとうございます!! 20
- 堺市深井中土地区画整理事業が竣工 20
- 平成20年度まちづくり専門家研修会(講演・体験学習)開催 20
- センターの組織再編 20

まちづくりの輪

- 賛助会員及びまちづくりアドバイザーの紹介 21

(財)大阪府都市整備推進センターのごあんない 裏表紙



第二京阪道路沿道のまちづくり



1 第二京阪道路関連事業とまちづくり

大阪府枚方土木事務所

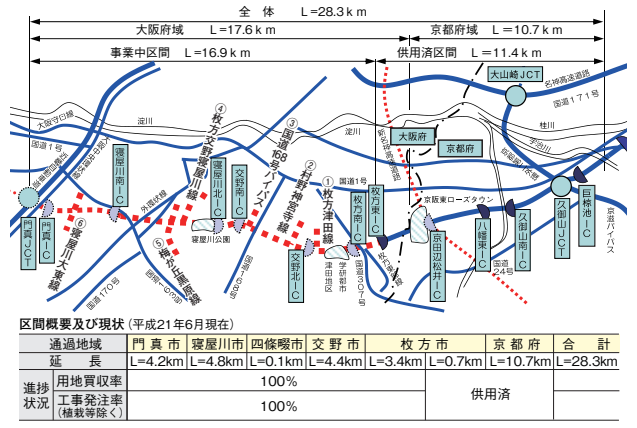
平成21年度末の全線開通に向けて、国土交通省及び西日本高速道路株式会社による第二京阪道路の建設工事が急ピッチで進んでいる。昨年10月と今年1月には、大阪府が行政代執行法に基づく道路用地の収用を実施し、その他墓地移転等と合わせて3月には用地取得率100%に達した。事業区間(延長17.6km)全線で工事中であり、桁架設が終った先行区間では高架道路上に遮音壁設置工事が始まるなど、京阪間の交通大動脈がいよいよその姿を現した感が強い。今後、有料道路の専用部はもとより、国道となる一般部、沿道地域と接続する副道なども総仕上げの時期に入り、来春、開通を迎えることになる。

第二京阪道路は、「緑立つ道」と呼ばれるとおり、沿道環境との調和を図るため歩道沿いに豊かな植栽帯が配され、四季折々の花や木々が周辺に潤いを与え、地域に愛される道路として大きな期待が寄せられている。また、歩道部は北河内自転車道の一部を構成し、供用後は、淀川、穂谷川、中央環状線等と合せて、全長45.5kmのサイクリングルートが実現する。途中、寝屋川公園や天野川、交野市源氏池、山田池公園などの憩いと安らぎのスポットも点在している。緑や山々、水辺の風景を味わいながら健康的なサイクリングを楽しんでいただきたいと思う。

大阪府枚方土木事務所では、第二京阪に接続する関連道路計6路線(図1)の整備を進めており、このうち、「①枚方津田線」及び「⑥寝屋川大東線」は概成、「②

村野神宮寺線」は、府道に接続する一部を除き第二京阪の工事用道路として利用されている。「③国道168号バイパス」、「④枚方交野寝屋川線」、「⑤梅が丘黒原線」については、引続き事業推進に全力をあげて第二京阪開通までに供用の運びとしたい。

【図1】第二京阪道路 ※枚方南以南のIC及びJCT名称は仮称



幹線道路の整備事例を見ると、道路供用後、瞬く間にロードサイド型店舗や運輸倉庫、資材置場、駐車場などが沿道に張り付き、決して計画的とは言えない開発が進んでしまうケースが少なくない。第二京阪道路は大部分が副道形式で周辺地域と接続するため、直接、第二京阪道路沿いに施設が立ち並ぶことは考えにくいかもしれないが、至近距離にある市街化調整区域などで交通条件の良いまとまった土地には開発の手がのびる可能性を否定できない。良好な沿道環境を保全するためには、行政と土地所有者が結束して地域の将来像を共有し、無秩序な開発を避けることが不可欠と考える。

折から、大阪府では本年4月、各土木事務所に「地域支援課」を新設し、地域の防災力向上とまちづくりの促進を図ることとしている。枚方土木事務所では、地域支援課が窓口となり、地元市をはじめ関係機関と連携のもと、枚方宿など管内地域のまちづくりを支援、促進していく。とりわけ、来春に開通を控える第二京阪沿道まちづくりの誘導は喫緊の課題であり、今後、関係機関との連絡調整を緊密にし、土木事務所として担うべき役割を果たしていきたい。



第二京阪道路の施工

2 計画的なまちづくりを促進するための取り組み

1 趣旨・目的

大阪府では、幹線道路沿道における乱開発を防止し計画的なまちづくりへ誘導するため、平成19年度からの2年間、平成21年度末の全線供用開始を予定している第二京阪道路をモデルに「幹線道路沿道まちづくり促進事業」を実施しました。以下に事業の一部を紹介します。

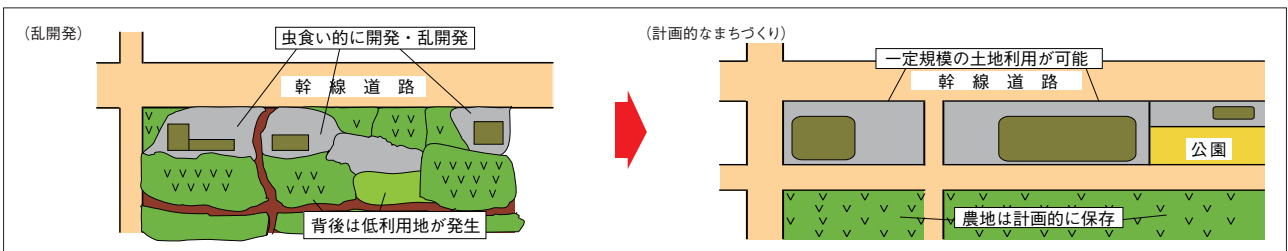
幹線道路の開通と同時にその沿道地域は、土地利用のニーズが飛躍的に高まることが予想されますが、その一方で、主に農地として活用されている市街化調整区域では、道路隣接用地のみが開発され、その奥の土地が未利用のまま残されるといったいわゆる「乱開発」がおこり、沿道の景観も雑然とした風景となる恐れがあります(図1)。

このような好ましくない土地利用が行われる要因は種々考えられますが、土地所有者の立場から見ると①土

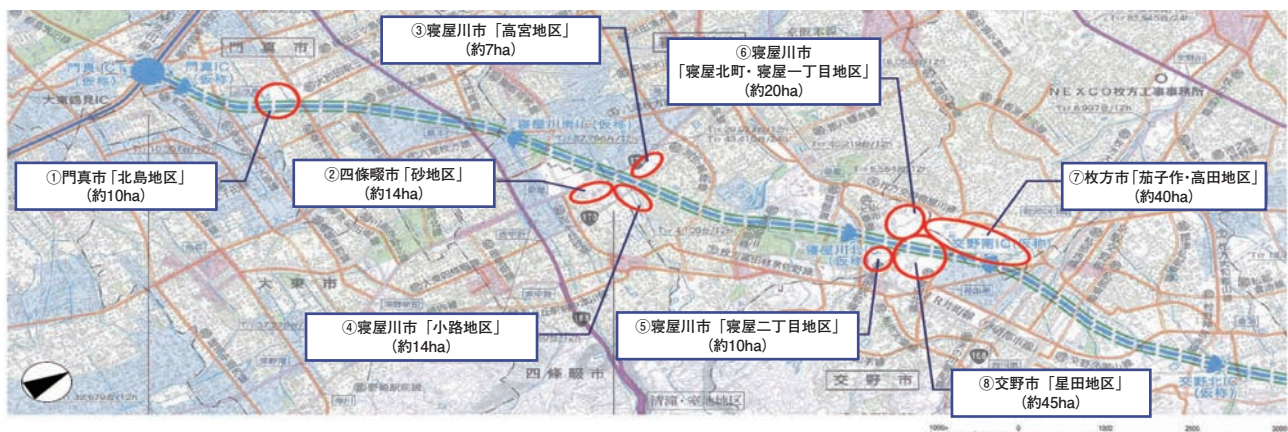
地を活用する、営農を続ける、という相反する意向を持っている②土地所有者等のまちづくりに対する知識やノウハウが乏しい③土地を活用する意思はあっても企業等の土地に対するニーズがあるかどうか分からないため、土地区画整理事業等のまちづくりに消極的になるなどがあげられます。

これらの原因を解消するため沿道5市の8地区の市街化調整区域を対象とし(図2)、①企業の土地利用に対するニーズの把握②企業のニーズと土地所有者等の土地利用に関するニーズの双方がマッチングする条件の整理等を行い、得られた情報を地元市や土地所有者等に発信することによって、計画的なまちづくりを誘導する取り組みを行っています。

【図1】乱開発と計画的なまちづくりイメージ



【図2】対象区域位置図



2 企業の土地利用に対するニーズの把握

企業の土地利用に対するニーズを把握するため、沿道用地への立地が見込める業種の企業に対してアンケート調査を行いました(3,644社)。そのうち沿道用地の取得に対して「興味がある」と回答した企業を中心にヒアリング調査を行い、立地ニーズを詳細に聞き取りました(87社)。

この結果、69社の企業が用地の取得に興味を示し、小売・製造・運輸の各業種ともに立地ニーズがあることが分かりました(図3)。また、興味を示した理由については「幹線道路沿道である」「大都市に近接」「まとまった土地の確保」を挙げる企業が多く、対象地区の企業立



大阪府都市整備部市街地整備課

地ポテンシャルは非常に高いことが伺えます(図4)。

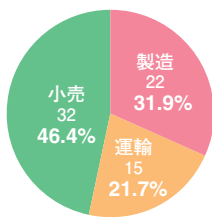
さらに立地に当たっては、製造業や運輸業が「24時間操業」など操業の環境の確保を重視しているのに対し、小売業は、「広い道路への接道」(道路からのアクセ

ス性)や「その他」で商圈を重視しています(図5)。

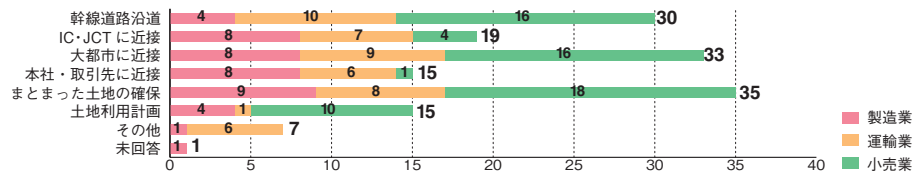
※企業ニーズ調査結果の詳細(必要な土地の面積や価格、取得条件等)は当課HPをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.jp/toshiseibi/dainikeihan2.htm>

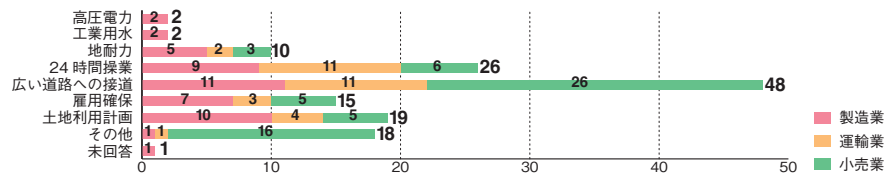
【図3】用地取得に興味を示した企業の業種



【図4】用地取得に興味がある理由



【図5】立地にあって重視する条件



3 企業のニーズと土地所有者等の土地活用に関するニーズの双方がマッチングする条件の整理

前項でご紹介した企業の土地利用に関するニーズや、土地所有者等地域のニーズを踏まえると、今後、沿道各地区において計画的なまちづくりを進めるためには、できる限り事業成立性を向上しながら事業を迅速に

進め、企業を誘致するかが課題となります。そのため、このような課題に対して対応の方向性と、具体的な手法、導入事例等についてとりまとめました。

【表1】企業の誘致を目指したまちづくりの課題と対応方策

課題	対応の方向性	具体的な手法(主なもの)	導入事例等	
I. 事業のスピードアップ	1. 土地所有者等との円滑な合意形成	農業ゾーンの設置	上牧駅北特定土地区画整理事業(大阪府高槻市)	
		地区計画・エリアマネジメント	東山丘陵地区土地区画整理事業(大阪府貝塚市)	
		業務代行方式の活用	寝屋南土地区画整理事業(大阪府寝屋川市)	
		区画整理会社の活用	村上駅西土地区画整理事業(新潟県村上市)	
		事業基本方針での組合設立(法人格の早期取得)	豊中市上新田地区土地区画整理事業(大阪府豊中市)	
2. 開発整備の迅速化	2. 開発整備の迅速化	業務代行方式の活用	寝屋南土地区画整理事業(大阪府寝屋川市)	
		企業立地に関する行政手続き窓口の一元化	埼玉県田園都市産業ゾーン	
		企業との交渉窓口(地元組織)の設置	八幡上奈良地区土地区画整理事業(京都府八幡市)	
3. 企業誘致の迅速化	3. 企業誘致の迅速化	道路事業量の削減	八幡上津屋北部地区土地区画整理事業(京都府八幡市)	
		事業参加共同体(コンソーシアム)の構築による保留地処分の担保	名取市下増田臨空土地区画整理事業(宮城県名取市)	
		サブリース方式	寝屋南土地区画整理事業(大阪府寝屋川市)	
II. 事業成立性の向上	2. 収入の確保	暫定土地利用	八幡上奈良地区土地区画整理事業(京都府八幡市)	
		1. 事業費の削減	1. 事業費の削減	1. 事業費の削減
		2. 収入の確保	2. 収入の確保	2. 収入の確保
III. 企業の進出環境の確保	1. 企業ニーズにあった土地の確保	セミオーダー型土地利用	鶴ヶ島市南西部第一期土地区画整理事業(埼玉県鶴ヶ島市)	
		土地活用意向別の権利者集約	土地活用意向別の権利者集約	
		2. 企業への優遇措置	2. 企業への優遇措置	2. 企業への優遇措置

4 おわりに

現在、本事業の対象とした8地区のうち6地区において、まちづくり協議会が設立され、土地所有者等による計画的なまちづくりが始まっています。残り1年を切った第二京阪道路の開通までに、将来の土地利用計画が策定されるなど、具体的なまちづくりが進むことを切に期

待しております。また、今後開通する第二京阪道路以外の幹線道路(阪神高速道路大和川線等)にも、本事業の成果や各地区のまちづくりの進捗状況を紹介することなどにより乱開発の防止に努めていきたいと考えております。

3 計画的なまちづくりを実現するための方策

1 はじめに

乱開発を抑制し、その地域にふさわしい持続的に発展できる計画的なまちづくりの実現にあたっては、土地の共同利用や有効活用について地権者との話し合いを進める必要がある。

そのためには、まちづくりの受け皿となる『まちづくり協議会』を設立し、将来のまちのイメージを作成することが重要である。特に迷惑施設の立地を防止していくための土地所有者間の申し合わせ等（まちのルール化や覚え書

き等）を決めておくことが肝要である。

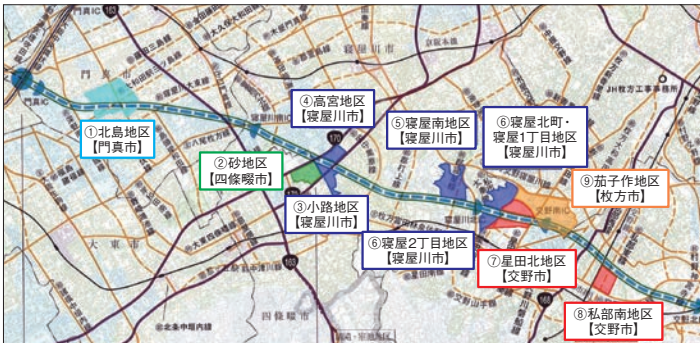
また、現在のような不安定な経済環境下での都市型土地利用の転換については、土地所有者にとっては事業後の土地活用に対する不安の解消、民間企業等の事業提案者にとっては事業の採算性等に対するリスクの軽減が図られる事業スキームを定めておくことが必要となる。

以下に、第二京阪道路沿道地区での計画的なまちづくりの状況と事業実現化の方策例を示す。

2 第二京阪道路沿道まちづくりの状況

平成21年4月1日現在の沿道まちづくりの現状（図1）は、以下のとおりである。

【図1】計画的なまちづくり実施地区



計画的なまちづくり実施中

（面整備：土地区画整理事業）⑤寝屋川市寝屋南土地区画整理組合
（規制誘導・段階的整備）

- ◆調区内地区計画 ②四條畷市砂地区まちづくり協議会
- ◆まちづくり申し合わせ書締結
 - ①門真市北島地区まちづくり協議会、②四條畷市砂地区まちづくり協議会、
 - ③寝屋川市小路地区まちづくり協議会、④寝屋川市高宮地区まちづくり協議会、
 - ⑦交野市星田北地区まちづくり協議会
- ◆その他 ⑨枚方市高田・菟子作地区まちづくり協議会

まちづくりの初期期

- ⑥寝屋川市寝屋北町・寝屋1丁目地区&寝屋2丁目地区、⑧交野市私部南地区

3 事業パートナーの早期選定

土地区画整理事業は、単に公共施設の整備改善や区画形質の変更（宅地の形状の整形化）にとどまらず、まちづくり協定などを取り入れた上物の建築物までも考慮して進める必要がある。そして、居住者に於ける住まい方・暮らし方のルールがないと良好なまちの状態は維持できない。また、基盤は土地区画整理によって整備されても、建物が統制されなければ美しい街は出来ない。さらに、土地利用を純化するためには、都市計画法、建築基準法や公共団体の建築指導要綱等の包括的な公的規制だけでなく、建築協定、まちづくり協定等の自主規制を実現させることが必要となる。

特に、地権者が組合を設立して主体的に行う組合土地区画整理事業は、住民主導のまちづくりそのものである。組合施行において、事業をできるだけ効率的に運営し、事業リスクを極力抑えることが円滑な事業実施に不可欠であり、特に、計画的な短期間での保留地処分は、金利負担の軽減を図り、事業収束の道筋を確保することになり、組合施行の成否の鍵を握っている。

しかし、これは地権者の同意など多大の努力と時間が必要で、容易なことではない。また、事業地区内の地権者は、換地の位置や減歩率等の従来からの不安に加え、将来の土地活用など様々な不安を抱えている。

よって、地権者の不安を少しでも解消する為に、具体的に事業完了時の将来像を地権者に示し、理解を得る事が必要であり、これにより事業促進につながると考えられる。

このように地区の将来像についてある程度明確にし、計画・検討するには民間企業のノウハウを活用することが有効な手段であり、まちづくりの初期段階（勉強会・協議会・準備組合）から事業提案等による協力が土地区画整理事業の促進には有効な手段であると考えられる。

事業パートナーの選定方法には大きくプロポーザル方式とコンペ方式（表1）とがあるが、早期の段階から事業パートナーを決めるには、事業に対する発想や課題解決方法及び取組体制等の提案を審査し、事業にとって最も適切な創造力、技術力、経験などをもつ事業者を選定することから、プロポーザル方式を用いることが望ましいと考えられる。



(財)大阪府都市整備推進センター

現在事業実施中である寝屋川市寝屋南土地区画整理事業地区は、プロポーザル方式を採用して事業パート

ナーを選定し、さらに一括業務代行者はコンペ方式の採用を行っている。

【表1】コンペ方式とプロポーザル方式の違い

	コンペ方式	プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○主催者は、設計および事業にかかる前提条件を整理・確定した上で、公募または指名により、複数の応募者から当該プロジェクトにかかる設計・事業計画案の提出を受ける。 ○主催者は最も優れた提案を選定し、選定された設計者・事業者に設計・事業計画に沿った事業化を依頼する方式。 ○事業の内容は事業者の提出した設計・事業計画に基づき実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主催者は、公募または複数者の指名によって、応募者に過去の実績等の資料に加えて、プロポーザル(当該プロジェクトにかかる実施体制、実施方針、プロジェクトに対する基本的な提案等)の提出を受ける。 ○主催者は必要な場合にはヒアリングを実施した上、当該プロジェクトに最も適した能力を有する事業者を選定する方式。 ○事業の内容は、プロポーザルを基本としながらも選定後の事業者との協議・共同作業により決定する。
選定の対象	設計案・事業計画案	設計者・事業者
選定のための作業量	<ul style="list-style-type: none"> 大 ○主催者は、設計・事業計画作成のための前提条件を確定させる必要があり、事前に多大な作業が必要。 ○一方、応募者も具体的な設計案・事業計画案を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 小 ○主催者は、設計者・事業者選定のための必要事項を定めるのみ。 ○一方、応募者も事業にかかる具体的な計画を作成するのではなく、過去の実績や設計・事業に関する基本方針等を提案するのみである。
選定後の作業量	<ul style="list-style-type: none"> 小 ○主催者は基本的に設計者・事業者が進めるプロジェクトに関与しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大 ○主催者と設計者・事業者との間で協議を進め、設計および事業を推進する。 ○選定後の設計・事業化の前提条件の変化にも柔軟に対応しやすい。
審査の容易さ・明解さ	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な設計・事業計画案に対する審査であり、比較的明解な審査が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○明解な審査基準の設定が難しく、客観的な審査が困難となる恐れがある。 ○公表の際にも抽象的な表現とならざるを得ない場合がある。
適合するケース	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・事業化のための具体的な前提条件が確定しやすく、選定後に変動する可能性が低い場合。 ○具体的な評価指標(経済性、規模等)に合致する設計・事業計画案を選定する必要がある場合。 ○応募者が提案する設計・事業計画に対して、主催者が関与する必要性が低い場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・事業化のため前提条件が確定しにくく、設計者・事業者選定後も変動する可能性が高い場合。 ○より具体的な評価指標により設計・事業計画案を選定する緊急性がない場合。 ○設計者・事業者選定後も設計・事業計画作成につき、調整すべき事項が多い場合。

4 共同借地の運営管理マネジメント

昨今の土地区画整理事業においては、換地される権利者の意向としては自己利用や売却より借地による土地経営の希望が強くなっている。また、進出する企業についても、地権者との個別での借地契約より、共同利用街区としてまとめて契約を行うことを条件としている企業が多くなっている。

そこで、最近では地権者による土地の管理運営法人を設立し、進出事業者と借地契約を結ぶことが必須となっており、大阪府内においても同様の傾向となっており、寝屋南においても同様である。そこで、以下に、借地契約方法や法人設立のメリット・デメリット(表2)、共同借地の成功の秘訣等について示すこととする。

共同借地の成功の秘訣は、以下に示すことが考えられる。

- 共同利用の場合、上物誘致と共同化をセットで行うのが、事業成功の一番の要因。
- そのために地権者一人一人が将来のまちのイメージを十分理解して、地権者全員からの合意が得られる

よう説得することが大切。

- 地権者の立場に立ったマネジメント会社への業務委託が必要。
- ・借り手との交渉や相続などの将来での諸問題などの相談、調整役としてプロが必ず必要。
- ・初期の段階からのマネジメントの導入が必要(地権者会社の設立や借地契約の同意書の締結前に共同で行うことが必要)。

【表2】地権者法人設立のメリット・デメリット

	地権者法人設立		個別契約
	管理運営会社起用	直接契約	
役員の負担	小 (地権者会社設立時の手続き等も負担小)	大 (世話役の負担大)	— (まとも役は必要・負担大)
コスト	運営経費発生 (コンサルフィー、事務経費など)	運営経費発生 (役員報酬、事務経費など)	—
地代改定交渉	役員会での意思決定による公平性・透明性が確保	交渉での不利益を被る可能性有り	個別交渉による公平性・透明性の確保 ⇒実質的には不可能
契約終了時	地権者間での意思疎通が図られているため、次の事業展開が容易		地区内の権利者の意思統一(調整)に時間を要し次の展開が遅い

5 おわりに

いかに計画的なまちづくりが実現されても、『まち』は適切に管理されなければ、時間の経過とともに、相続等を契機とした敷地の細分化、街並み景観の悪化や土地利用の単一化等により質の劣化を招く傾向にある。

これまでの市街地整備事業は土地区画整理事業が『公共施設整備と住宅の造成』という、言わば「ハード」の整備を行い、「まち」の維持管理にまで十分な意識が払われていないことを反省し、今後はストックとしての市街地の質や価値を創造し、維持する観点から、「エリアマネ

ジメント」の取り組みが極めて重要となると考えられる。

そこで、大阪府組合土地区画整理連合会においては、エリアマネジメント助成制度(本誌詳細を掲載)を創設し、市街地の質や価値を創造し、維持する支援を行っている。

また、センターでは、第二京阪道路沿道地区においてもまちづくりの初動期活動に対するサポート助成や市町村からの要請に基づくまちづくり事業手法等の検討を行う事業化検討支援を積極的に行っているところである。

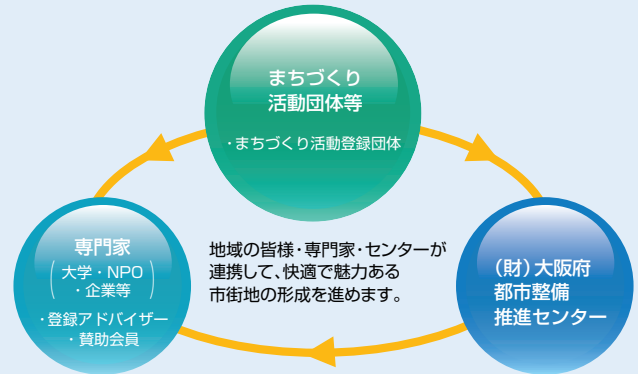
センターのまちづくり支援



1 まちづくり支援の概要

センターは、地域の皆様が主体となったまちづくり活動への支援を通じて、快適で魅力ある市街地の形成に寄与して参りたいと考えています。

まちづくりのノウハウなど専門的知識の不足といった課題を抱えるまちづくりの初期活動段階にある地域団体等に対して、センターが、専門家と連携してまちづくりに関する相談、助成、情報提供などの各種支援を行います。



支援対象とするまちづくり活動の範囲

- まちづくりの方法が以下の活動
 - 土地区画整理・市街地再開発・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」によるまちづくりの活動
 - 地区計画・建築協定・緑化協定などの「ルールづくり」によるまちづくりの活動
- まちづくりの目的が以下のような活動
 - 防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動
 - 良好なまちなみ・景観の保全、生活道路整備などの「良好な住環境の保全・住環境の改善」を目指した活動
 - 空き店舗の活用やポケットパークの整備などの「街なかの再生」を目指した活動
 - 交通渋滞の解消や交通安全対策などの「交通環境、交通問題の改善・解消」を目指した活動
- その他理事長が特に必要と認める活動
 - ※なお、日常的な維持管理活動や意識啓発を主とした目的的活動などは含まれません。

支援区分

〔○〕部分が支援対象となるものです

	支援メニュー ^{※1}	まちづくり活動団体 ^{※2}		密集支援対象地区内権利者等	まちづくり友の会会員
		登録団体	登録団体以外		
まちづくり相談 ^{※1}	まちづくり相談	○	○	○	—
	まちづくりアドバイザー ^{※3} の紹介	○	○	○	—
まちづくり活動支援	まちづくり初期活動サポート助成	○	○	×	—
	まちづくりアドバイザー ^{※3} の派遣	○	×	×	—
	まちづくり事業化検討支援	○	×	×	—
	密集市街地サポート助成 ^{※4}	×	×	○	—
	密集市街地整備支援調査 ^{※1}	×	×	○	—
情報の収集・提供 人材育成・普及啓発 ^{※1}	講演会・研修会等案内	○	×	×	○
	機関誌・ニュースレターの提供	○	×	×	○
	インターネットによる情報提供	○	○	○	○
	まちづくりライブラリーの利用	○	×	×	○

※1 制度の概要・詳細等については、当センターホームページをご覧ください。まちづくり支援室までご連絡ください。(ホームページアドレス <http://machi.toshiseibi.org/>)

※2 まちづくり活動団体として登録が必要です。登録の要件や手続きについては、当センターホームページの「まちづくり活動団体の登録のご案内」をご覧ください。

※3 まちづくりの専門家でまちづくりアドバイザーとして登録を希望される方は、当センターホームページの「まちづくりアドバイザーの募集案内」をご覧ください。

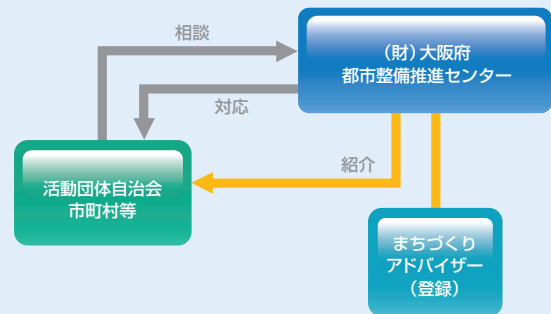
※4 支援の概要等については、P.8の「密集市街地まちづくり活動支援」をご覧ください。

2 まちづくり相談

大阪府域における密集市街地整備事業、土地区画整理事業等のまちづくり事業やまちづくり活動に関して疑問や悩みにお答えします。相談をご希望の方は、センターホームページの相談フォームによりお問い合わせください。

まちづくりアドバイザーの紹介

活動団体等からご希望があれば、活動内容に適するまちづくりアドバイザーを紹介します。

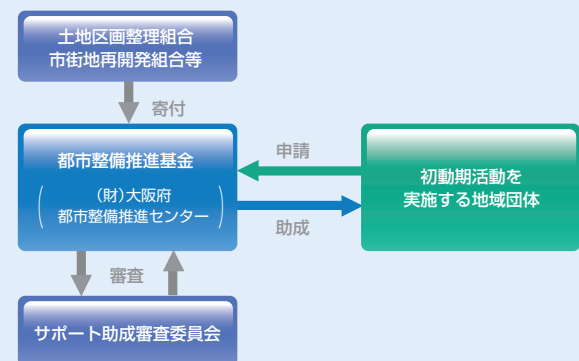


3 まちづくり活動支援

まちづくり初動期活動サポート助成

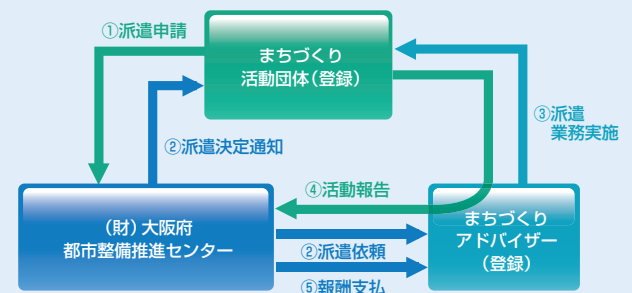
地域住民の発意及び主体による初動期のまちづくり活動を行う団体に対して、まちづくりの意識啓発段階からまちづくり構想作成等の段階までの活動に要する費用の一部を助成します。本制度は、当センターの「都市整備推進基金」を活用し、助成するものです。

※平成21年度の受付は終了しました。



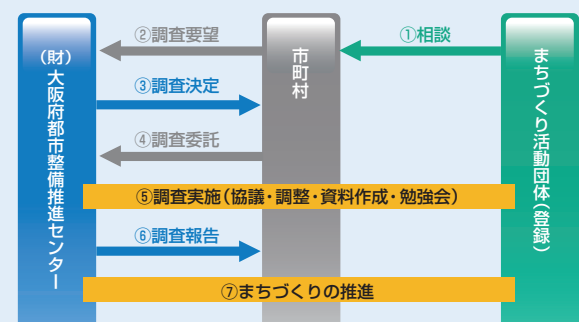
まちづくりアドバイザーの派遣

登録団体からの申請に基づき、まちづくり活動の内容や状況に応じて必要があれば、センターに登録されたまちづくりアドバイザーを派遣します。



まちづくり事業化検討支援

市町村から要請のあった地区について、現況把握・課題整理を行ったうえで、まちづくり基本構想を作成し、まちづくり事業手法等の検討を行います。





4 密集市街地まちづくり活動支援

～密集市街地サポート助成～

大阪府内の密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を促進するため、地域住民のまちづくり活動を対象とした以下のような支援を行っています。お気軽にセンターへご相談ください。（支援対象地区は当センター

ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

〔ホームページアドレス <http://machi.toshiseibi.org/>〕

支援の内容

1

主要生活道路^{※1}沿道に老朽建築物^{※2}をお持ちの方で、

- ・建替えをお考えの方
- ・撤去して露天駐車場などの土地活用をお考えの方
- ・撤去して土地売却をお考えの方 など

2

老朽建築物である重ね建て住宅、連続住宅、共同住宅^{※3}をお持ちの方で、

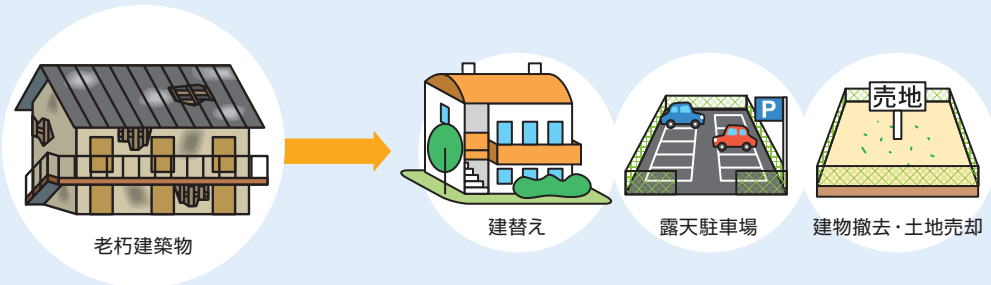
- ・建替えをお考えの方
- ・撤去して露天駐車場などの土地活用をお考えの方
- ・撤去して土地売却をお考えの方 など

ご相談内容に詳しい専門家を派遣します。

- ①主要生活道路沿道 ⇒ 老朽建築物の用途・規模は問いません。
- ②上記①以外 ⇒ 老朽建築物で重ね建て住宅、連続住宅、共同住宅のものが対象です。

さらに建替えを検討される方に対しては、コンサルタントを派遣します。

- ①主要生活道路沿道 ⇒ 老朽建築物の用途・規模は問いません。
- ②上記①以外 ⇒ 老朽建築物で重ね建て住宅、連続住宅、共同住宅のものが対象です。



3

一定規模以上のまとまった区域で、

- ・まちづくりを検討する地元組織の設立を検討されている方
- ・これからまちづくりの検討を予定されている地元組織

一定規模以上のまとまった区域でまちづくりを検討される地元組織を応援します。

- ①面積500㎡以上の区域における建替えの検討
- ②面積500㎡以上の区域における規制誘導方策の活用検討

支援の詳細については、当センターホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※1 主要生活道路とは：市の整備計画において6m以上に拡幅する予定のある道路です。
 ※2 老朽建築物とは：木造の場合、新築してから概ね15年以上経過した建物が該当します。
 ※3 重ね建て住宅、連続住宅、共同住宅とは：右記のような建物です。



パーキング 天満八軒家駐車場の再整備 ～おもてなしの心で～

1 概要

八軒家浜（はちけんやはま）は、かつて淀川舟運の大阪の玄関口として、また、熊野三山へ参詣する熊野街道の出発点として、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史的にも意義のある場所です。

水上交通と陸上交通の結節点であった八軒家浜ですが、平成15年春に中之島線建設事業が着工され、平成17年度から、水都大阪の再生“水の回廊”の取り組みとして、本格的に再生事業が始まりました。

平成20年3月29日には船着場、鉄道へのアクセス、水辺の遊歩道（第1期区間）が完成し、平成20年10月19日には京阪中之島線が開業しました。

平成21年4月1日には天満八軒家駐車場がオープンし、まもなく雁木構造の川辺のイベント施設、遊歩道（第2期区間）、公園、賑わい施設が整備される予定です。

また、平成21年8月22日から10月12日まで「川と生きる都市・大阪」をテーマに『水都大阪2009』が開催される予定です。

2 経緯

「天満八軒家駐車場」は、大川左岸の河川敷を活用して（財）大阪府都市整備推進センターの前身である（財）大阪府有料道路協会の駐車場事業第1号として昭和46年7月1日に開設したものです。

その後、京阪中之島線建設事業のため、平成15年2月1日から平成21年3月31日まで休止し、このたび、上部空間を河川公園とした半地下形式の駐車場として生まれ変わりました。

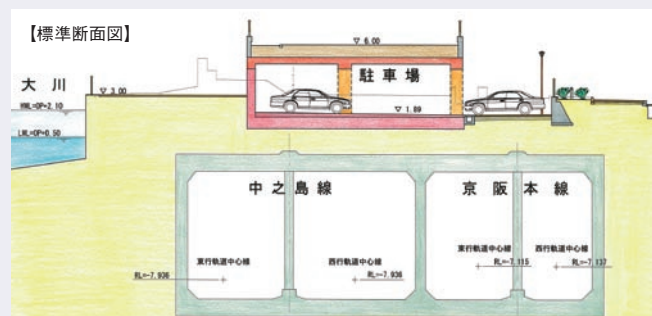
計画を進めるにあたり、八軒家浜が持つ地理的、歴史的背景を活かし、水の都大阪のシンボルとなる景観と賑わいの創出を図ることを目的とするとともに、北浜東振興町会、大阪府、大阪市、京阪電気鉄道(株)、中之島高速鉄道(株)、水都大阪2009実行委員会事務局、賑わい施設事業者、当センター等からなる「八軒家浜連絡会」を組織し、地元との協議を重ねた上で整備を行いました。

3 駐車場の概要

(1) 駐車場の構造

・大部分が地上1階の鉄筋コンクリート造で壁面及び底板

は護岸であり、駐車場上面は河川公園になっています。また、直近下部に京阪本線及び中之島線が位置しています。



(2) 駐車台数

①普通車駐車台数・・・時間制101台、月極16台

②自動二輪車駐車台数・・・時間制24台

※以前は普通車だけの駐車場でしたが、平成18年11月30日に改正駐車場法が施行されたことや地元の要望を受け、自動二輪車駐車場も設置しています。

(3) 営業時間

・24時間年中無休

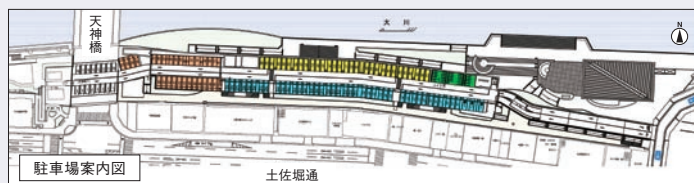
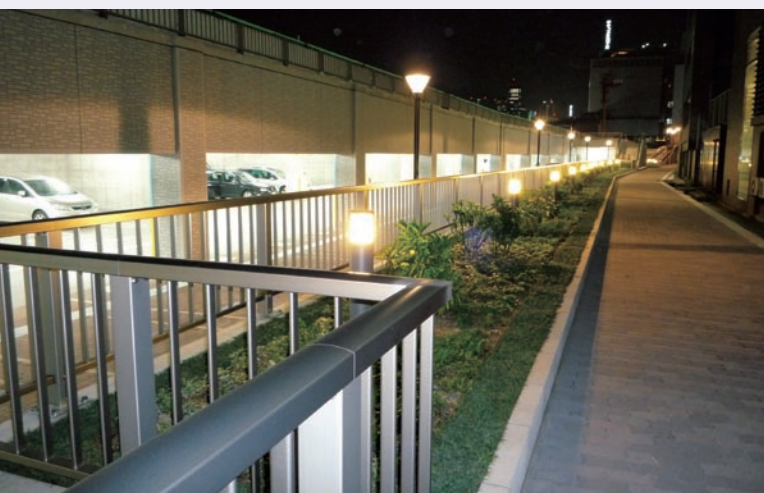
(4) その他

- ・防犯カメラ設置
- ・福祉のまちづくり条例の適合施設
- ・安全なまちづくり条例(照度、防犯対策等)に基づく整備
- ・八軒家浜の特性から、おもてなしの心でおしゃれで上品な駐車場を目指しました

4 今後の展開

今後、賑わい施設建築工事、中之島線建設に伴う護岸復旧工事、御祓い筋復旧工事、駐車場上面整備工事等が8月22日から始まる『水都大阪2009』までに整備される予定です。また、イベント終了後には残りの植栽工事等が行われ、平成21年度末までには全ての整備が終わる予定です。

平成22年度以降も『水都大阪2009』の基本コンセプトである「開催効果が継続し、都市資産や仕組みが集積されていくまちづくり」となるよう、当センターとしても引き続き「大阪」＝「水都」という街のブランドイメージの確立と発信に積極的に協力していきたいと考えています。



天満八軒家駐車場



環境をテーマにしたまちづくりのめざすもの

ちきりアイランド便り

ちきりアイランドでは今…

- ちきりアイランドと内陸部をつなぐ「岸之浦大橋」の一般通行が可能になりました。
- 製造業の用地(第1期分は12.2ha)のうち、約9割が売却済み(商談中を含む)で、工場の建設が本格化しつつあり、近代的な工場団地の姿がもうすぐ現れます。
- 第1期保管施設用地の埋立てが完成(約8ha)したので、事業主体である大阪府港湾局に引き渡すことになりました。これでちきりアイランドは予定(約138ha)の約31%(約43ha)が完成したことになります。

干潟見学会をしました

ちきりアイランドの人工干潟は、多様な生物種の生育環境の創出や沿岸環境改善技術の開発等のための実験フィールドとして、ちきりアイランドの北側に整備されています。



ここはいつも海の中です

ここにはあまり人間が立ち入らない方がいいのですが、一方では、ちきりアイランドの干潟や臨海緑地は岸和田市内で唯一の親水空間としても位置づ

けられており、数年前からある程度の枠組みの中で、干潟の見学会を催しています。

平成20年度は、4校の応募があり、9月に3回に分けて延べ127人の児童が干潟見学会をしました。



岩場には何がいるでしょう

まず、海の恵みと怖さ、ちきりアイランドの埋立と利用の方法などの「講義」を受けた後に、潮が引いた砂浜で干潟でのルール(深いところがあるので、岸辺からはあまり遠くへはいかない。捕まえた生き物は名前などを調べたら海に帰す。など)を学び、各自で自由に見学しました。

干潟にはアサリなどの貝類のほかにも多くの生き物がお互いに支え合って生活していることが実感されました。また、このほかに干潟には多くの鳥類も飛んでいます。この中には絶滅が心配されているような種もあり、とても多彩な生物の生活の場になっていることが解ります。

見学会で捕獲された生き物たちは、岸和田市自然資料館の専門家がその名前や生態を説明された後、海に帰されました。

自然と人間の関わりのあり方を体験でき、有意義な時間を過ごすことができたとと言えます。これらの様



海の生物の専門家も来ました

子は当センターのホームページでも見ることができます。
(<http://www.hannan2ku.jp/>)

なお、今年は一般の府民も募集するつもりなので、参加されてはいかがですか。募集は岸和田市のホームページに近々掲載される予定です。

《私たちの海辺》のイメージを描いてもらいました

干潟の見学会に参加した127人の児童の皆さん全員に《私たちの海辺》をテーマにしたイメージ画を描いてもらいました。どれも力が入っていて迫力満点です。



作品は拡大した後に、ちきりアイランドの塀(万能塀といいます)に一斉に貼り付けました。一枚ずつ見るのとは違って、とても壮観です。

なお、この絵も当センターのホームページに掲載してあるので、誰でも自由にご覧になれます。
(<http://www.hannan2ku.jp/>)



PR 看板ができました

製造業用地では、工場の建設が進んでいます。この機会に、ちきりアイランドの名前を全国の人に知ってもらうための一つとして、ちきりアイランドの将来予想図をPRする看板を大橋を渡った正面に置きました。

高さ4m、幅8mもの大きなものです。小学生の皆さんが描く将来イメージと相まって、ちきりアイランドの名物になればよいなと思います。

ちきりとは？

岸和田城の通称である「ちきり城」に近いことから、ちきりアイランドの名前を頂きました。

「ちきり」とは、中央が細くくびれた棒状のもので、縦糸を巻きつけるのに用いる織機の部品の名称が元です。

その形が、両端が広く中央部がくびれて狭くなっているため、木や石などをつなぐ際の合わせ目や割目にはめて「かすがい」にする物の名称にも用いられます。



さらに、今年は…

今年は、製造業の会社がそろってきたこともあり、秋に“まちびらき”を盛大に行いたいと思っています。

この他にも、《ちきりアイランド》を魅力にあふれたものにするために、次のようにいろいろと知恵を絞りたいと思っています。

①海の生物をもっとしらべよう！

ちきりアイランドの干潟を環境保全活動の拠点とすべく、干潟における生物相の把握、アマモの移植活動、観察会の開催など、地域の環境活動団体や住民の方々と連携した干潟の保全活動を実施しようと考えています。

②マスコットをつくろう！

皆さんからアイデアを募って、ちきりアイランドをイメージできるような親しみやすい“キャラクター”を創ろうと考えています。

③ホームページをつくろう！

「ちきりアイランド便り」を専門に伝えるホームページを立ち上げます。

■ちきりアイランド位置図



なお、干潟の見学会は一般府民、岸和田市内の小学校を対象に今年も募集します。

活動1 寝屋川市 萱島東地区のまちづくり

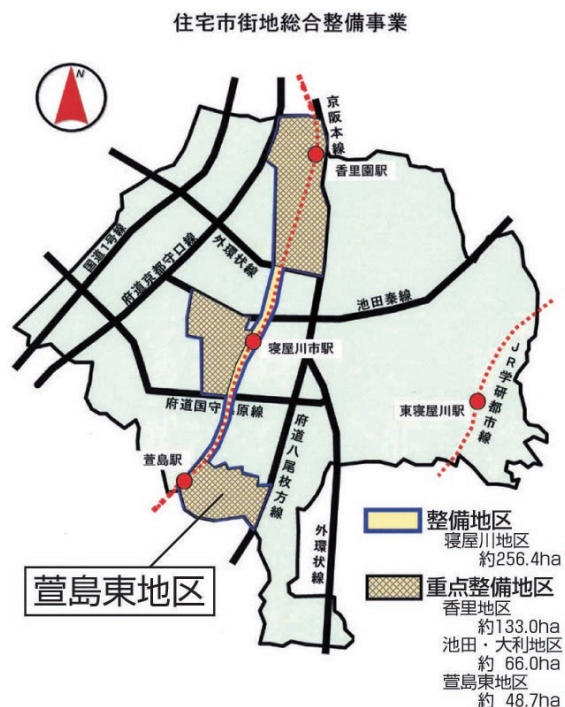
地区の概要

本地区は、大阪の中心部から京阪電車で約15分という利便性の高さもあり、昭和30年代からの高度経済成長による急速な人口集中によって、都市基盤が未整備なまま文化住宅や木造アパートが集中的に建設された地区です。

本地区における住宅の大半は木造賃貸住宅であり、長屋建住宅や狭小建売住宅等の低質住宅とともに一大過密住宅地区を形成し、更にこれらの住宅の老朽化、空家の増加に伴い、地区の衰退と住環境の悪化が著しく、防災上危険な地域となっております。

当センターは、公共団体と連携し、建物所有者等とのコーディネートで平成2年から行っており、本地区においても、市と協働して木造賃貸住宅所有者の意向調査や建替計画の提示などの活動を通じて、地区内で計7棟153戸の建替えを実現するとともに「防災街区整備事業」を当地区で実施する際にも、大阪府、寝屋川市、大阪府住宅供給公社、地権者間のコーディネート役を務め、全国で初めての事業実施となりました。

その他、公園整備に関するワークショップの実施、まちなみ景観形成(案)の企画作成など、まちづくりに係るソフト的な活動も含め、幅広く事業コーディネートに取り組んでおります。



あやめ保育所跡地公園整備ワークショップについて

みんなのふれあい場づくり大作戦 つくろう!考えよう!私たちの公園

萱島東地区内における、あやめ保育所跡地の公園整備では、「地域に愛され防災機能を備えた公園」とするため、住民参加型のワークショップを合計3回開催、地元8自治会の代表者である住民の方々が延べ85人参加され、行政・コンサルタン

ト・センターが一緒になって「地元発で地域の特性ある公園」「世代ミックスのワークショップで多様性のある公園」「楽しみのあるワークショップで愛着のある公園」づくりを目標とした計画案づくりに取り組みました。

➤ 第1回 ワークショップ

1. 参加者全員で現地観察

4つのグループに分かれて公園予定地を「公園とまちのつながりや周辺の様子」「公園の大きさや形」「公園の花やみどりの様子」といった視点を持ちながら観察・発見しました。



2. 公園のテーマを検討

現地観察で気付いた点をグループ毎に図にまとめる作業と「防災施設」「公園施設」「ふれあいの場」「その他」の各テーマについて意見交換しました。

3. グループ発表

グループ毎に意見交換した内容について、参加者全員の前で発表し、ワークショップの成果を共有しました。



➤ 第2回 ワークショップ

1. 公園管理について学ぶ

行政側から公園整備・管理の実例紹介や近隣住民に対する配慮や方策について説明がありました。

2. 計画案づくり

グループ毎に「公園施設の配置や内容」「花やみどりの種類」「出入口の形」等について意見交換しました。



3. グループ発表

グループ毎に発表後、他グループへの質疑を行い、成果を共有しました。また、各グループの共通する点を集約し、全体の意見としてまとめました。各グループの共通点として「出入口ゾーン」「中央広場ゾーン」「隣接住宅地との緩衝帯ゾーン」について意見がありました。





➤ 第3回 ワークショップ

1. 計画案を提示

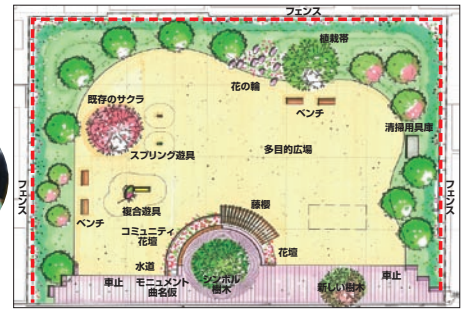
第2回ワークショップで意見集約し、全体意見としてひとつにまとめた計画案と模型を参加者に提示しました。

2. 計画案の完成

計画案に対するグループ発表後、全体を通しての質疑を行い、ひとつにまとめた計画案が完成しました。

3. 公園の名前を決定

公園の名前も参加者で知恵を出し合い、あやめ保育所の思い出を継承する「**萱島あやめ公園**」に決定しました。



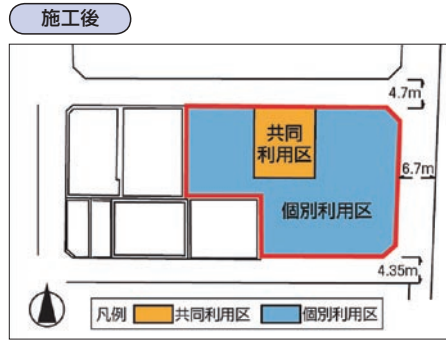
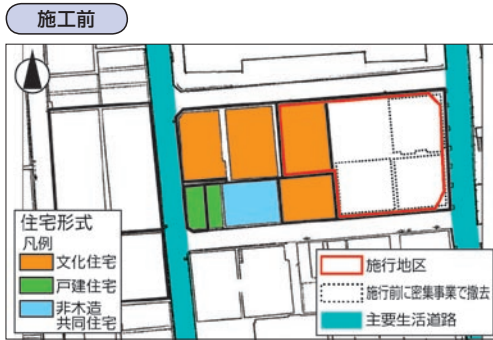
● 萱島桜園町地区防災街区整備事業が終了

萱島桜園町において、平成18年10月に大阪府の施行認可を受け実施してきた全国初の『防災街区整備事業』によるまちづくりが、平成21年2月に大阪府の終了認可を受けました。

センターは当該事業のコーディネータ

役として、実施に当たっては、地元権利者との調整・交渉や事業推進方策の検討業務などの各段階における検討業務を受託し、終了に当たっては、大阪府・寝屋川市・大阪府住宅供給公社間の調整業務を行いました。

施行面積	約710㎡
施行期間	平成18年10月27日～平成21年2月27日
施行者	大阪府住宅供給公社の個人施行
共同利用区	防災施設建築物：長屋建て耐火建築物1棟（2戸）
個別利用区	戸建住宅地



● 萱島南地区協調建替事業が終了

萱島南町において、平成19年度から実施しておりました「協調建替事業」によるまちづくりが、平成21年3月に終了いたしました。

本件は、大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度に基づく「利子補給」・住宅金融支援機構による「賃貸住宅融資の活用」・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型事業）に基づ

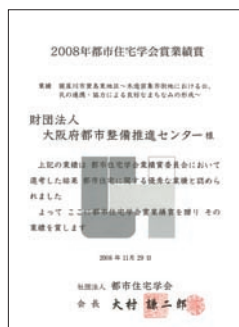
く「補助金の交付」を受けて事業を推進しており、センターは当該事業のコーディネータ役として、事業者・大阪府・寝屋川市・住宅金融支援機構間の調整業務を行いました。

敷地面積	約385㎡
建築物の概要	RC造・地上3階建・6戸×2棟（北棟・南棟）



● 2008 都市住宅学会業績賞を受賞

困難な密集市街地の整備を、あらゆる手法や知恵を駆使し、基盤整備と共同更新とを総合しながら、住民と協議を繰り返し、こつこつと進めた持続努力を官公民の熱心な思いとして具体化されたことに対し、寝屋川市及び(有)井上守建築事務所井上守氏とともに「2008都市住宅学会業績賞」を受賞いたしました。



活動2

守口市 佐太中町1丁目第2児童公園整備ワークショップ ちっちゃな公園みんなでつくろう

ワークショップ開催まで

守口市では、大日八雲東地区において「災害に強いまち」を目指して、道路や公園整備によるオープンスペースの確保や住宅整備などの総合的な住環境の整備事業を進めています。

災害時における避難路の確保や火災の延焼を防ぐには、地震や火災に強い建物にすることや、消防活動をしやすい道路や公園等を整備することが必要です。このため守口市では、骨格になる道路を主要生活道路と定め、地域の皆さまのご協力

により、この主要生活道路の幅を広げてきました。

そして、平成20年度は、佐太中町1丁目にポケットパーク（小公園）の整備を行うことになりました。

地域の皆さまに親しまれ続けていく公園とするために、このポケットパークの計画案づくりは、地域にお住まいの皆さまと一緒に話し合いながら進めていく「ワークショップ方式」を採用し、いろいろな意見・アイデアを出しあいました。

ワークショップの開催経過

➤ 第1回・平成20年10月2日（木）

テーマ 「あったらいいなあ、こんな公園」
内容：事業説明／ポケットパークの事例紹介／地域の特色を生かした公園づくり など



話し合い

話し合い



➤ 第2回・平成20年11月6日（木）

テーマ 「つくってみよう、みんなの公園」
内容：ポケットパークの計画案づくり／庭窪小・子どもワークショップの成果紹介 など

➤ 番外編・平成20年10月9日（木）

庭窪小学校「子どもワークショップ」

（5年生73名を対象に、総合学習の時間を）
利用して開催しました

内容：現地視察／ワークショップの説明／ポケットパークの事例紹介／ポケットパークの使い方や整備したい施設などについて話し合い、色画用紙で貼り絵をしながらポケットパークの「設計」にチャレンジ



発表

発表



➤ 第3回・平成20年11月27日（木）

テーマ 「守っていこう、みんなの公園」
内容：ポケットパーク整備(案)まとめの話し合い／今後の利用と維持管理、公園愛称 など

ふれあい時計公園・最終計画案

◆グリーンエリア◆

◆植栽・花壇
季節の花や緑の彩りを楽しみながら、地域のふれあいの場としても活用できる植栽と花壇です。車いすの方にも使いやすいレイズベッドタイプの花壇も設置します。

◆ソーラー照明+時計

電源不要な太陽電池タイプを使用した照明を設置します。環境に優しく、また地震等による停電の際にも明るく照らすことが出来て安心です。また、「ふれあい時計公園」の愛称の元になった時計も、太陽電池を利用したものを設置します。

◆セーフティエリア◆

◆広場
多目的な用途に使える、構造物のない広場です。防災上も、延焼遮断の有効な空間になります。普段は子どもたちの遊び場や、地域の方々の散歩や体操のスペースとしても使えます。また、地域のイベントや、災害時の一時避難場所としても活用することができます。

◆生垣（ベニカナメモチ）

公園の周囲には生垣を配して緑化に努め、潤いのある空間を演出します。
※ベニカナメモチは、一般的に生垣や公園樹として利用されている常緑樹です。春になると「赤い新芽」がでるのが特徴です。

◆ポケットエリア◆

◆防災型パーゴラ&ソーラー照明付きベンチ
西側の通路から入ってすぐのところにある、ふれあいと休憩の空間です。散歩の途中や活動の合間などに一息ついたり、ゆっくりくつろいだり、ご近所の方のおしゃべりなどにも使えます。パーゴラ（日陰棚）は災害時などにはテントを設置

できるという「仕掛け」がありますので、ミニ防災活動拠点としても活用することができます。またベンチの側面には太陽電池の照明がついており、夜も真っ暗になることはありません。



活動3

南部大阪都市計画事業 葛の葉町北土地区画整理事業

和泉市葛の葉町地区の段階施行によるまちづくり

事業背景

葛の葉地区は、第二阪和国道と松原泉大津線の交通の要所にあり、周辺の都市基盤施設の一体的な整備を目的に、昭和40年に土地区画整理事業の都市計画が決定されました。幹線道路の沿道については商業・業務施設への土地利用が図られるものの、当地区を含むその周辺については、土地活用を図るには公共施設が整っていなかったことや、土地所有者の現状の土地利用に対する強い思いもあり、事業化には至っていませんでした。

しかし、幹線沿道の土地利用が促進されるにつれ、周辺では住宅建設などの小規模な開発が進められたことから地区のスプロール化の様を呈し、地元としても、このまま放置した場合、事業化が困難となることが懸念されることから、事業の早期実現に向け和泉市との連携のもとまちづくり協議会を発足させ検討が行われるようになりました。



段階施行に向けて

地区の状況として、土地によって道路との接道条件や利用状況などが大きく異なっていた為、全ての権利者の同意を得るには、かなりの時間を要することが予想されました。そこで、同意が得ら

れた区域から先行して事業を実施し土地の有効利用を図ろうと、まちづくり協議会において地区を2分割（東地区と北地区）して段階的に事業を実施することが提案され、和泉市においても地区全

体の一体的なまちづくりを実施できるよう、協議会との協力体制を整えたことで、段階施行に向け事業が動き始めることとなりました。

➤ 実施にあたっての課題

- ◆ 全体計画に基づき道路整備を進める上での、家屋移転や、権利者の道路形態への理解を得ること
- ◆ 段階施行にともない、不正形となった換地への対応
- ◆ 東・北地区の事業における公平性の確保
- ◆ 地価下落の中での保留地販売への不安

➤ 段階施行を行うにあたっての取り組み

- ◆ 道路接続予定地の確保
- ◆ 公共施設の配置及び暫定利用に配慮した設計
- ◆ 両地区における減歩率への配慮
- ◆ 東地区の不正形地を取り込んだ再整形化
- ◆ 両地区に土地を所有する権利者の土地の集約

地区のこれからのまちづくり

全ての同意が得られない中、段階施行を実施したことはリスクが大きいと言えるが、今回、市と組合が協力し、話し合いを重ね、柔軟な対応を行ったことで、権利者の理解と協力が得られ、葛の葉町北土地区画整理事業は3年（H18.2～H21.3）という事業期間で成し遂げることができました。現在、交通アクセスの高いポテンシャルを生かし、保留地での建築や権利者の土地活用が動きはじめており、今後、地区住民が主体となり公民協働で、地区の歴史、文化及び風土と調和した安全で安心して暮らせるまちづくりが行われることが期待されています。



活動4 サポート助成対象活動の事例紹介 事例1 ～ 事例3

事例1 芥川創生～ひとと魚にやさしい川づくり 遊歩道整備に向けウォーキングイベントを開催

高槻市の中心部を流れる芥川は、里山から田園地域、市街地を抜け、約24kmを下って淀川に注いでいます。途中には渓谷で知られる摂津峡もあり、市街地に近いながらも自然環境が残る貴重な場所として、多くの人々に親しまれています。昭和30～40年代の近代工場等の誘致や人口急増等により、水質悪化が目立つようになりましたが、その後の下水道整備等により水質は改善し、親水空間も整備されるようになりました。

一方で、淀川においては大阪湾から遡上する天然のアユが

数万匹観測され、芥川の最下流の落差工においてもアユが確認されていることから、このアユを芥川にも遡上させるとともに、芥川がさらに地域の人々に親しまれ、多様な生き物が棲める川となるよう、平成17年7月7日(川の日)に「ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク(愛称:芥川倶楽部)」を設立。市民と行政(大阪府、高槻市)、学識経験者等の連携による活動を続けています。

チェックポイントではクイズラリーも実施



ガイドの説明を聞きながらウォーキング



これまでの取り組みとしましては、豊かな生態系を回復し、市民が憩える芥川を目指して、川づくりの指針となる「芥川創生基本構想」を平成18年9月に策定し、①魚が遡上できる「魚道づくり」②多様な生き物がすめる「滞筋づくり」③特定外来生物ミズヒマワリの駆除などの活動を進めてきました。

今回、遊歩道整備に向けた活動として、ウォーキングイベント

「歩いて知ろうよ、芥川」を開催しました。芥川沿いの堤防や高水敷は、道路との交差等により分断されていたり、車も通る道も所々あったりして、上流から下流まで安全に一本の道で歩けるようにはなっていません。流域には自然豊かな環境や貴重な歴史遺産も数多く残されていることから、遊歩道の整備に向けた一歩として、まず芥川や道の現状を広く皆さんにもっと知っていただこうと、このイベントを開催しました。

ガイドによる説明やクイズラリー、炊き出しに加え、アンケート調査も合わせて実施した結果、参加者の9割が楽しかったと答えていただきましたが、安心して歩ける道や水際まで近付ける道の整備を望む声も寄せられました。イベントには河川管理者である国土交通省(淀川河川事務所)のご参加・ご協力も得て、参加者の声を知っていただく良い機会となりましたので、河川管理者との連携を密に図りながら、遊歩道の整備に向けた取り組みを今後も継続していきたいと考えています。



事例2 錦織 (にしごおり) 地区及び駅前周辺まちづくり 協議会 活動報告

■ まちの特徴は

錦織地区は、富田林市南部に位置する歴史ある地域で、弘法大師によって西暦821年に創建された日本三不動の一つ「滝谷不動明王寺」の門前町としての顔と、大阪大谷大学が立地する学生の街としての顔、同時に「日待 (ひまち) 講」や「河内俄 (にわか)」といった伝統文化が今も残る、静かな住宅街が広がる多様な性格の地域です。また、大阪府下でも最初期に敷設された「近鉄長野線」がまちの中心部を南北に走り、これと並行して「東高野街道」が今も暮らしの道として立派に生きています。

当協議会は平成16年に発足して以来、翌年より滝谷不動駅前の「花いっぱい運動」、東高野街道の道標整備、レンタサイクル事業などを手がけてきましたが、平成19年度には本サポート事業に採択され、まちづくりのグランドデザインを考える「まちづくり基本構想策定委員会」をスタートしました。その結果大きく4つの課題が浮かび上がり、平成20年度はその解決に向けたたくさんの取組みをすることができました。そうした活動を通して、平成21年3月に協議会として大阪府知事表彰を受けることができました。

■ 基本構想の4つの課題と取組み

1 安全・安心から まちを東西に貫く府道202号が、国道170号と309号をつなぐバイパスとなっており、道路幅に比べ交通量が増大しており、具体的にどんな危険があるのか調査し、「課題MAP」を作成しました。この問題は学生の通学やお年寄りの買い物を危険で不便なものにしており、今後、社会実験の考え方による安全確保の研究が重要な課題です。

2 日々の暮らしから 市内の最大河川である石川に架かる「高橋」と「伏見堂大橋」周辺河川敷の整備による「憩いの水辺整備」はこれまでも取り組んできました。その「高橋と水辺再生計画」の具体化として、平成21年3月には、大阪府富田林土木事務所からのご提案もいただき、欄干の塗

替え作業に取り組むことができました。今後は、欄干部分にパネル設置を行い、地域学童の希望あふれる作品を展示していく予定です。

3 歴史文化の継承 当地域の豊かな歴史・伝統文化を継承し、住民一人一人の暮らしの思い出の中に郷土への愛着やこだわりを育てたいと考えています。そのために、個人の地域との歴史や思いを集めた「たきだに物語 (仮称)」刊行や、お話し会などの開催を通して、地域の歴史を学び伝えるための機会としていきます。その準備段階として、平成20年度は大阪大谷大学の学生の皆さんに地域の歴史などの聞き取り調査をしていただきました。その過程でたくさんのお年寄りから貴重な歴史をうかがうことができ、小冊子として作成していただきました。(平成21年1月発行) 来年度も継続する予定で、地域と大学との距離が近づいたようです。

4 大阪芸術大学からの提案を受けて まちのビジョンを考える機会として、平成20年2月と6月に、大阪芸術大学環境デザイン学科若生学科長の指導のもと、地域会館で具体的なまちづくりビジョンに関するご提案を受けました。これまで協議会としても具体的にまとまって考える機会があまりなかったため、若いアイデアと希望がいっぱいのご提案をたくさん聞かせていただき強い刺激となりました。

その他にも地域の皆様の啓発を目指した大阪教育大学教授による住民の暮らしの安全を守るための講演会や、兵庫県篠山市のまちづくりケースを学ぶ公開講座「比較まちづくり論」開催、機関紙「不動の郷 (ふどうのさと)」発刊 (現在第5号まで発行)、エリアに広がる歴史的ポイントをまとめた「散策ルートMAP」の作成等々、住民意識を高める啓発活動にも取り組んできました。

たくさんのことができた2年でしたが、まだまだ課題は解決していません。今後も意欲的に協議会として取り組んでいきたいと思っています。



高橋 塗替え作業第1工程 洗い



高橋 下塗りを終え上塗り作業中





活動4 サポート助成対象活動の事例紹介 事例1 ～ 事例3

事例3 泉大津市松之浜町自主防災組織『ネット松之浜』 防災と生活を考えた未来を描く町作り

「守ろう!我が町・我が家族!」「備えよう!地震・台風・火事災害!」を合い言葉に、平成8年より活動を続けて参りました自主防災組織『ネット松之浜』です。

昨年度は「地震・津波防災マップ」の作成にあたり、4月には全戸配布いたしました。

調査にあたり、狭い道やブロック塀、また古い木造住宅が多く見受けられ、改めて災害時の危険性が大きい町であることが判りました。

平成20年度は、町民の皆様に防災について広く意識を高めていただき、それぞれがこれからの松之浜町を考えていただける様な活動を進めました。

要介護者宅個別訪問

6月には泉大津市と連携して「災害時要援護者」51軒の訪問活動を行いました。

一人暮らしの方や体が不自由な方々は平素から少なからず不安を感じておられ、我々の訪問をたいへん喜んで下さいました。



防災講演会

6月末には神戸より震災体験の語り部さんを講師としてお招きし、町内で「防災講演会」を開催いたしました。

私どもが神戸の「人と防災未来センター」でお話を聞かせていただき、是非町内の方々にも直接聞いていただきたいと思ってお招きしました。



井戸掘り大作戦

9月には「自分たちで災害時に備えた井戸」を掘ろう!という事で「井戸掘り作戦」を実行しました。

町内には10カ所の災害時協力井戸がありますが、いずれも外からの出入りがしにくい場所にあります。子供たちに井戸汲み体験をさせたいという気持ちもあり、新たに井戸を掘りました。

井戸汲み体験行事のあと、町内の3軒の方々から「うちにも掘ってほしい」と要望が来ていますので、21年度の予定に組み入れました。



耐震診断講座

町内に木造住宅が多い事から、11月には一級建築士の方をお招きして、「自分で出来る我が家の耐震診断」講座を開催いたしました。女性を中心に80名を超える参加を頂きました。



津波防災教育センター

11月に自治会主催の日帰りバス旅行と連携し行程に和歌山県の「津波防災教育センター」を入れて頂き、ネット松之浜とのジョイント企画としま



した。防災組織の活動をネット会員だけでなく、一般の方々を巻き込んだ活動にし、広く防災に対する知識や意識を持って頂くためにこのような新しい手法を試みました。予想を上回る112名の参加を頂きました。



井戸のある家訪問調査

12月に「井戸のある家訪問調査」を実施いたしました。調査の結果、44本の井戸を確認することが出来ました。

比較的外から入りやすい場所にある井戸についてはネット松之浜独自の「災害時協力井戸」として登録して頂く事にしました。どちらの家庭でも我々の訪問調査に快く応じて頂き本当に感謝しております。



松之浜町の未来を描くアンケート

1月には全世帯アンケートを実施しました。

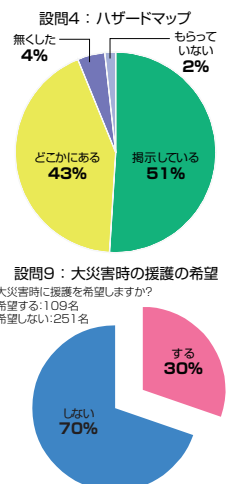
4月に配布したハザードマップは半分以上の方が家庭で掲示して頂いており、9割以上の方が捨てていないことに一安心しましたが、災害時の支援を希望される方が100名以上おられることも判りました。

アンケートを踏まえて、未来の松之浜町を描く鳥瞰図の作成に取り組むとともに、泉大津市に働きかけて「災害時要支援者」の2回目の募集を早期に実施して頂けるように要請しました。(平成21年4月に2回目の募集をすることに決まりました。)

昨年度に続き平成20年度も非常に意義ある活動が出来ました。町内の皆様に、我々の活動を相当理解して頂ける様になりました。

また、活動に対する協力だけでなく積極的に「メンバーになり活動したい」という申し出もあり、たいへん感謝しております。

平成21年度は「鳥瞰図」の配布と「井戸作り」・「要支援者追加訪問」等、取り組みの輪を広げながらやって参りたいと思います。すべてが一過性の行事でなく継続して行ける取り組みですので、ネット松之浜メンバーが一団となって新たな取り組みを含め、町に根ざした活動をやって参ります。



『おおさかエリアマネジメント助成 ～大阪府土地区画整理組合連合会～』

都市整備事業部

■趣 旨

成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、官(行政)による民間開発に対する規制を中心としたまちづくりから、民間、市民による管理運営を中心に据えた新たな仕組みであるまちづくりへ移行する必要性が認識されており、その結果、まちづくりの中心が開発(デベロップメント)から管理運営(マネジメント)にも配慮したまちづくりであるエリアマネジメントへと移行し始めています。平均的、画一的な都市づくりから、積極的に地域特性を重視し、地域価値を高めるまちづくりへ、あるいは市民に身近なまちづくり、地域価値の低下を防ぎ、さらに高めるまちづくりが必要になってきています。

そこで、大阪府土地区画整理組合連合会(以下、府連と呼ぶ。)においては、独自に、土地区画整理事業によるまちづくりの広報・PRすることを目的とした「※土地区画整理事業広報活動積立金」を活用して、魅力あふれるまちづくり、次世代に誇れるまちづくりを目指し、土地区画整理事業中から区画整理後のまち育てまでの幅広い段階におけるエリアマネジメント活動の助成を行うものとなりました。

※土地区画整理組合等から各組合の解散・清算の際に、大阪府域における今後の土地区画整理事業の推進を支援するために寄付を受けた資金をもとに積み立てたものです。

まちづくり
しつらい集作成
(貝塚市東山地区)



■助成対象活動

大阪府域において、土地区画整理事業地区内(事業中、事業後)においてエリアマネジメント活動を行う団体の活動を助成の対象とします。

◆助成の対象とする

「エリアマネジメント活動」は次のものです。

- ① 建物や公共施設のデザインガイドライン等の作成
- ② 道路や公園等、公共施設の維持管理(公共団体からの委託を含む)
- ③ 公開空地等、私有地部分の維持管理
- ④ まちづくりの啓発や地域活性化のためのイベントの企画・開催
- ⑤ ホームページ、チラシ、情報誌等による情報発信
- ⑥ 花や緑を活用した良好な景観形成に向けた活動や美化活動
- ⑦ ベンチやモニュメント等の修景施設の設置・維持・管理
- ⑧ 夜回り等の防犯活動
- ⑨ その他

ラブリーフェスタ古川橋
(門真市古川橋駅周辺)



募集内容

応募できる団体	<p>◆ 現府連の正会員である団体、あるいは次の全てに該当する地域団体であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 元府連会員の区域を含んでいる地域であること、もしくはこれから土地区画整理事業を実施予定の地域であること ② 規約、会則等を定め、自主的で継続的に活動していること ③ 地域住民10名以上で構成されていること ④ 地域住民によるエリアマネジメントを実施しようとしていること ⑤ 政治、宗教、営利を目的としたものでないこと ⑥ 地域のまちづくりに貢献するものであること
助成対象となる経費	<p>◆ 上記の「エリアマネジメント活動」に必要な経費を対象とします。その他、府連事務局が必要と認めるものとなります。</p>
助成回数・助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一団体に対する助成は、1回のみとする。(1年間の活動期間内) ● 同一団体に対する助成金額は1回の助成につき20万円を限度とする。
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 当府連事務局において審査し、その結果を受けて予算の範囲内で決定します。 ◎ 書類による選考とします。 ◎ 活動地域の市町村の意見を参考にします。 ◎ 必要性・公益性など総合的に審査し選考します。

問い合わせ及び申請書提出先

大阪府土地区画整理組合連合会 事務局(財団法人 大阪府都市整備推進センター 都市整備事業課内)
TEL: 06 (6933) 8582 E-mail: tyousa2@toshiseibi.org

INFORMATION

お知らせ

大阪府土地区画整理組合連合会 平成21年度総会開催のお知らせ

平成21年7月8日(水)にホテルプリムローズ大阪にて「平成21年度通常総会及び協議会」を開催致します。今年度の事業視察地は箕面市水と緑の健康都市地区(箕面森町)及び箕面市萱野中央地区を視察する予定です。連合会加盟の土地区画整理組合の関係各位並びに賛助会員の方々の多くのご参加をお待ちしておりますので、万障繰り合わせの上、ご参加下さいますようお願い申し上げます。



※詳細は大阪府連事務局
(都市整備事業課)までお問い合わせ下さい。

平成20年度まちづくり専門家研修会 (講演・体験学習)開催

平成20年11月25日(火)大阪市立阿倍野市民学習センター(講演)及び大阪市立阿倍野防災センター(体験学習)において、協力員・賛助会員・関係団体37名の方々に参加をしていただきました。

当日の講演は「密集市街地の戦略的推進に向けて」として県立広島大学の間野教授に、「寝屋川市萱島地区建替事業の事例紹介」として(有)井上守建築事務所の井上氏からそれぞれの実務等で経験された話を講演していただきました。また、体験学習は、地震発生状況の体験や煙中避難体験等をしていただきました。



講演



体験学習

組合設立、おめでとうございます!!

茨木市真砂・玉島台土地区画整理組合が平成20年10月24日に組合設立認可され、設立総会が厳かに執り行われました。当該地周辺は閑静で良好な住宅街を形成しているエリアであり、“人にやさしいまちづくり”をコンセプトに事業がスタート致しました。素晴らしいまちになることを祈念致します。



堺市深井中土地区画整理事業が竣工

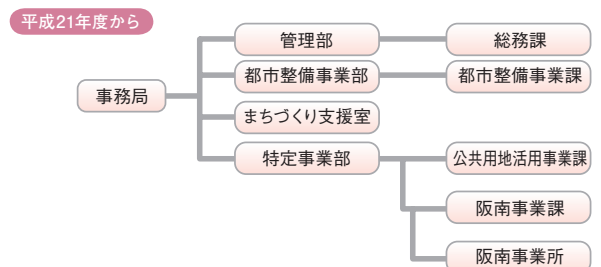
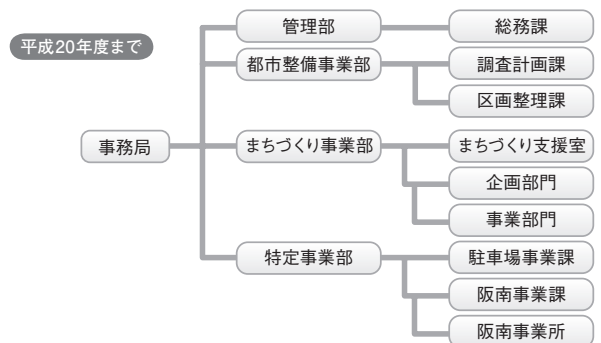
平成21年2月20日に府連合会の高橋会長をはじめ多くのご来賓をお迎えしてめでたく竣工式典が挙行されました。当地区は良好な住環境形成を目指して平成15年にまちづくりに着手し、約6年の歳月を経て、ここにめでたく事業竣工致しました。

新たなまちが誕生し、これからますます当地区が発展されますことを祈念致します。



センターの組織再編

平成21年度からセンターの組織が再編されました。





賛助会員及びまちづくりアドバイザーの紹介

賛助会員・
まちづくりアドバイザー

センターでは地域住民によるまちづくり活動団体の立ち上げのためのサポート助成や密集市街地の老朽木造建築物の除却による防災性向上のためのサポート助成などの支援業務を実施して参ります。

これらの活動支援にご協力をしていただきます賛助会員及びまちづくりアドバイザーを紹介いたします。

賛助会員

(平成21年5月末時点)

No.	法人名	所在地	No.	法人名	所在地
1	(株)谷澤総合鑑定所	大阪市北区中之島 2-2-7	38	国際航業(株) 大阪支店	大阪市北区梅田 2-5-2
2	(株)地域経済研究所	大阪市中央区南船場 2-12-16	39	(株)COM計画研究所	大阪市阿倍野区帝塚山 1-6-3
3	日本総合補償鑑定(株) 大阪支店	大阪市北区豊崎 2-7-9	40	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	大阪市中央区城見 1-4-70
4	(株)浅沼組	大阪市天王寺区東高津町 12-6	41	(株)地域都市計画センター・コア	大阪市中央区平野町 2-2-8
5	(株)榎並工務店	大阪市浪速区浪速東 1-2-26	42	(株)都市環境ランドスケープ	大阪市中央区島町 2-4-9
6	(株)奥村組	大阪市阿倍野区松崎町 2-2-2	43	(株)都市・計画・設計研究所	大阪市北区天満 4-3-5
7	鹿島建設(株) 関西支店	大阪市中央区城見 2-2-22	44	(株)都市問題経営研究所	大阪市中央区南本町 4-5-20
8	北近畿住建(株)	門真市末広町 43-1	45	バシフィックコンサルタンツ(株) 大阪本社	大阪市中央区安土町 2-3-13
9	北野建設(株) 大阪支店	大阪市北区堂島浜 1丁目2番6号	46	(有)プランまちさと	神戸市灘区灘北町 9-1-15
10	京阪電気鉄道(株)	大阪市中央区大手前 1-7-31	47	(株)ユーデーコンサルタンツ	大阪市中央区本町 4-7-4
11	(株)鴻池組 大阪本店	大阪市北区梅田 3丁目4番5号	48	(有)井上守建築事務所	大阪市中央区内淡路町 2-3-1
12	五洋建設(株) 大阪支店	大阪市北区芝田 2-6-23	49	(株)小笠原設計	大阪市中央区北浜東 2-19
13	近藤建設工業(株) 大阪支店	大阪市中央区道修町 2-6-7	50	(株)匠設計	大阪市淀川区東三国 5-13-9
14	志眞建設(株)	大阪市中央区南船場 4-12-12	51	中尾総合建築設計事務所	門真市新橋町 14番1-203
15	清水建設(株) 関西事業本部	大阪市中央区本町 3-5-7	52	フルカワ建築設計	奈良県橿原市西池尻町 24-62
16	生和建設(株)	東大阪市長田東 3丁目 1-17	53	YASUKO・SIBASAKI 一級建築士事務所	神戸市中央区港島中町 3丁目 2-6
17	大成建設(株) 関西支店	大阪市中央区南船場 1-14-10	54	一級建築士事務所 佐藤達喜建築設計事務所	大阪市中央区内淡路町 2-1-11
18	大鉄工業(株)	大阪市淀川区宮原 4-6-18	55	有限責任中間法人 大阪府建設産業協会	大阪市浪速区敷津西 2-11-4
19	大日本土木(株) 大阪支店	大阪市中央区本町 4-2-5	56	関西ビジネスインフォメーション(株)	大阪市北区中之島 3-2-18
20	高松建設(株) 大阪本店	大阪市淀川区新北野 1-2-3	57	光亜興産(株)	門真市末広町 43-1
21	(株)竹中工務店	大阪市中央区本町 4丁目 1-13	58	(株)京阪土地	寝屋川市香里本通町 7番 25号
22	東洋建設(株) 大阪本店	大阪市中央区高麗橋 4-1-1	59	松下住宅建設(株)	門真市新橋町 14-1
23	(株)中道組	大阪市都島区片町 1-3-4	60	(株)テン設計	大阪市淀川区西中島 3丁目 8番 15号
24	南海辰村建設(株)	大阪市浪速区難波中 3-5-19	1	(社)大阪建設業協会	大阪市中央区北浜東 1-30
25	西松建設(株) 関西支店	大阪市中央区釣鐘町 2-4-7	2	(社)大阪府建築士事務所協会	大阪市中央区農人橋 2-1-10
26	日本国土開発(株) 大阪支店	大阪市西区西本町 1-10-10	3	(財)大阪住宅センター	大阪市中央区南船場 4-4-3
27	フジ住宅(株)	岸和田市土生町 1-4-23	4	(社)大阪賃貸住宅経営協会	大阪市中央区谷町 7-5-22
28	(株)フジタ 大阪支店	大阪市北区堂島 2-1-16	5	(社)大阪府建築士会	大阪市中央区谷町 3-1-17
29	(株)前田組	寝屋川市大成町 1-1	6	(社)大阪府宅地建物取引業協会	大阪市中央区船越町 2-2-1
30	丸信住宅(株)	寝屋川市萱島信和町 14-1	7	(社)関西住宅地産産協会	大阪市北区堂山町 1-5
31	(株)森長工務店	大阪市旭区中宮 1-1-11	8	(社)日本ソーバイフォー建築協会 関西支部	大阪市西区土佐堀 1-1-23
32	(株)アーバン・プランニング研究所	大阪市中央区内本町 1-2-8	9	(社)再開発コーディネーター協会	東京都港区西新橋 2-16-2
33	(株)アール・アイ・エー 大阪支社	大阪市北区堂山町 1-5	10	(社)全日本不動産協会 大阪府本部	大阪市中央区谷町 1-3-26
34	アグナス コンサルタンツ	八尾市西木の本 3-4-6	11	(社)日本木造住宅産産協会 近畿支部	大阪市西区北堀江 1-3-2
35	(株)浦ハウジング&プランニング 大阪支店	大阪市北区西天満 1-7-20	12	(社)不動産協会 関西支部	大阪市北区中之島 3-2-18
36	(株)エス・ジー都市経営	大阪市中央区釣鐘町 1丁目1番1号	13	(社)プレハブ建築協会 関西支部	大阪市中央区天満橋京町 2-13
37	(株)URサポート	大阪市中央区城見 1-2-27			

まちづくりアドバイザー

(平成21年5月末時点)

登録番号	氏名		連絡先 勤務先の名称	保有する専門資格													得意とする支援分野						
	漢字	ふりがな		博士	技術士	技術士補	RCCM	一級建築士	二級建築士	再開発コーディネーター	土地地区画整理士	弁護士	公認会計士	税理士	その他	街の形づくり （地区計画・建築協定・景観協定・緑化協定等）	安全・安心なまちづくり （防災・防災パブリック・密集街地整備等）	良好な住環境の確保 （狭小・改善・まちなみ）	街なかの再生 （都市部・郊外・地域） の賑わいづくり	交通環境の改善等	その他		
MA-1	石本 幸良	いしもと ゆきよし	(株)地域計画建築研究所		●										●	●	●	●					
MA-2	井原 友建	いばら とまたけ	特定非営利活動法人 地域再生センター												●	●	●	●		●			
MA-3	入口 嘉憲	いりぐち よしのり	(株)ユーデーコンサルタンツ		●										●	●	●	●					
MA-4	梅谷 光男	うめたに みつお	都市開発再生研究所(自宅)		●										●	●	●	●		●			
MA-5	奥村 雅一	おくむら まさかず	(株)アール・アイ・エー 大阪支社		●										●	●	●	●					
MA-6	葛原 芳秀	かつらはら よしひで													●	●	●	●					
MA-7	北村 達雄	きたむら たつお	(株)UPE		●										●	●	●	●		●			
MA-8	澤 一寛	さわ かずひろ	(株)日本カラーテクノロジー研究所												●	●	●	●		●			
MA-9	高原 浩之	たかはら ひろゆき	(株)HTAデザイン事務所												●	●	●	●		●			
MA-10	宮本 孝二郎	みやもと こうじろう	鳥取県庁景観まちづくり課 景観コーディネーター												●	●	●	●		●			
MA-11	森栗 茂一	もりくり しげかず	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター	●											●	●	●	●		●			
MA-12	芝崎 康子	しばさき やすこ	Y-SHIBASAKI 一級建築士事務所												●	●	●	●					
MA-13	三箇 茂夫	さんが しげお	アグナスコンサルタンツ												●	●	●	●					
MA-14	嶋出 理	しまで さとる	(株)エス・ジー都市経営		●										●	●	●	●					
MA-15	森田 耕二	もりた こうじ	(株)エス・ジー都市経営		●										●	●	●	●					
MA-16	三宅 毅	みやけ つよし	(株)アーバン・プランニング研究所												●	●	●	●					
MA-17	赤松 伯英	あかまつ のりひで	(株)大林組 本店 プロジェクト開発部		●										●	●	●	●		●			
MA-18	服部 好隆	はっとり よしたか	(株)小笠原設計												●	●	●	●					
MA-19	横関 正人	よこぜき まさと	(有)ネオジオ												●	●	●	●					
MA-20	井上 守	いのうえ まもる	(有)井上守建築事務所												●	●	●	●		●			
MA-21	中塚 一	なかつか はじめ	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	●											●	●	●	●		●			

(財)大阪府都市整備推進センターのごあない

都市整備事業

地域のもつ特性や資源を活用し、都市基盤・地域整備を進め、安全・安心・快適で魅力ある都市の再生をめざしています。

都市整備事業の内容

- 府民協働のまちづくりの立ち上げからまち育てまでの支援
- 都市・地域整備の調査研究、まちづくり戦略提案、各種都市整備関連受託業務
- 土地区画整理事業のマネジメント



まちづくり支援事業

快適で魅力ある市街地の形成のために、まちづくりに関する相談、助成、情報提供などを支援しています。

まちづくり支援事業の内容

- まちづくり相談
 - 密集市街地整備事業や土地区画整理事業などまちづくりに関しての疑問や悩みにお応えします。
- まちづくり活動支援
 - まちづくり初動期活動サポート助成
 - アドバイザー派遣 ○ 事業化検討支援
- 密集市街地まちづくり活動支援
 - サポート助成 ○ 支援調査
- 人材育成・普及啓発
 - 情報の収集・提供 ○ 調査研究



公共用地活用事業

河川や高架道路下などの公共空間を駐車場等として有効に活用しています。

公共用地活用事業の内容

- 駐車場管理運営
- 駐車場整備(新規開設・改良)
- その他公共用地活用業務に関すること



阪南事業

公共工事から排出される建設発生土や浚渫土砂を有効利用して都市の基盤となる人工島造成を進めています。

阪南事業の内容

- 阪南2区への建設発生土等の受入・埋立・整地の実施
- 阪南2区のまちづくり業務の実施



まちづくりのコーディネーター

財団法人 大阪府都市整備推進センター

〒536-0016 大阪市城東区蒲生2丁目10-28 (大阪府城東庁舎内)
 電話・FAX
 ● 管理部
 総務課 / TEL 06-6933-8581(代) FAX 06-6933-8587
 ● 都市整備事業部
 都市整備事業課 / TEL 06-6933-8582~3 FAX 06-6932-1560
 ● まちづくり支援室 / TEL 06-6930-0260 FAX 06-6930-0261
 ● 特定事業部
 公共用地活用事業課 / TEL 06-6933-8797 FAX 06-6930-0261
 阪南事業課 / TEL 06-6933-8584 FAX 06-6930-0261
 〒596-0016 岸和田市岸之浦町9番地
 電話・FAX
 ● 特定事業部
 阪南事業所 / TEL 072-431-1793 FAX 072-431-1783

ホームページアドレス / <http://www.toshiseibi.org> メールアドレス / otsc@toshiseibi.org

